

旧長南小学校スケートセクション設計・施工に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和4年10月

長南町企画政策課

旧長南小学校スケートセクション設計・施工に係る公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

コロナ禍による町民の運動不足や精神的な疲弊、観光客数減少等による地域経済の衰退が懸念されるなか、町民が明るく健康な心身を維持し、青少年の健全育成やスポーツによる地域振興を図るとともに、アフターコロナの地域活性化に寄与することを目的に、東京五輪で注目を集め、2024年パリ五輪、2028年ロサンゼルス五輪でも正式種目に決定しているスケートボードの練習ができる場所の整備を行うものである。

旧長南小学校スケートセクション設計・施工事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、限りある財源を最大限に有効活用し、創造力に富み安全性に優れ、利用者に有益なものとするため、公募型企画提案（プロポーザル）方式により、広く事業者からの提案を求め選定を行う。

2 事業等の概要

(1) 事業名

旧長南小学校スケートセクション設計・施工事業

(2) 事業内容

事業については、「旧長南小学校スケートセクション設計・施工事業に係る公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 発注方式

本事業は、仕様書による提案を受けた上で、公募型プロポーザル方式により発注する。

(4) 履行期間

契約日翌日から令和5年3月31日までとする。

(5) 提案上限額

17,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

- (1) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条第1項に基づく建設業の許可のうち、土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、造園工事業のいずれかの許可を受けている者
- (2) 本店又は主たる営業所が千葉県内または東京都内である者
- (3) 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領及び長南町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者

- (4) 長南町入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (5) 公告日において納期限が到来している町税（長南町に対し納付義務があるもの）、国税（法人税（個人にあたっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象工事の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (7) 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、造園工事業について、現場代理人及び主任技術者等（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者、又は同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）を配置すること。主任技術者等は、本事業の公告日現在、3カ月以上の直接的・恒常的な雇用関係にあることを必要とする。（確認資料として健康保険証等の写しを必要とする。）なお、現場代理人及び主任技術者等は、これを兼ねることができる。

4 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 会社概要（様式第2号）
 - ウ 工事实績調書（様式第3号）
 - エ 配置予定技術者調書（様式第4号）
 - オ 納税証明書（直近3年分 ※コピー可）
 - ①町税の納税証明書
 - ②消費税及び地方消費税に係る納税証明書
（「その3；未納税額のない証明」税務署発行のもの）
- (2) 参加表明書の提出
 - ア 提出期限 令和4年10月14日（金）午後5時まで（必着）
 - イ 提出場所 長南町企画政策課
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）

5 企画提案に関する質問書の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和4年10月24日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式第6号)により、電子メールにて提出
※質問書提出後、必ず電話で提出先での受信確認を行うこと。
- (3) 回答方法 令和4年10月26日(水)までに町ホームページに掲載

6 企画提案書等の作成要領

- (1) 企画提案に必要な書類及び提出部数
参加表明書による資格審査の結果、審査対象者として選定された者は、次に掲げる書類について、正本1部、副本10部を提出すること。
 - ア 企画提案書(様式第5号)
 - イ 工程表(任意様式)
 - ウ 参考見積書(任意様式)(※合計金額のほか、積算内容も記載)
 - エ 完成予想図、パース等のイメージ図(A3版適宜)
 - オ その他必要に応じた補足説明資料
- (2) 企画提案書の提出
 - ア 提出期限 令和4年11月4日(金)午後5時まで(必着)
 - イ 提出方法 持参又は郵送
- (3) 問合せ・書類提出先
 - 〒297-0192
 - 千葉県長生郡長南町長南2110
 - 長南町役場 企画政策課
 - TEL: 0475-46-2113
 - FAX: 0475-46-1214
 - 電子メール: kikaku@town.chonan.lg.jp

7 実施スケジュール

内 容	日 時
募集開始(公告)	令和4年10月3日(月)
参加表明書等に関する質問書の提出期限	令和4年10月7日(金) 午後5時まで
参加表明書等に関する質問書の回答期限	令和4年10月12日(水) 午後5時までに随時回答
参加表明書受付期限	令和4年10月14日(金) 午後5時まで

資格審査結果通知期限	令和4年10月19日（水）
企画提案に関する質問書の提出期限	令和4年10月24日（月） 午後5時まで
企画提案に関する質問書の回答期限	令和4年10月26日（水） 午後5時までに随時回答
企画提案書の提出期限	令和4年11月4日（金） 午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	令和4年11月11日（金） （実施予定）
審査結果通知	令和4年11月中旬 （通知予定）

8 審査（プレゼンテーション）の実施

- (1) 出席者（説明者）は、5名以内とする。
- (2) 原則として各社20分程度のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング（質疑応答）を、順次個別に行う。
- (3) プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づくものとする。
- (4) 説明にあたり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合、パソコンは説明者が用意する。

9 審査方法

- (1) 審査会において企画提案書についてプレゼンテーションを受け、「別表1 評価基準」に掲げる基準に基づき審査を行う。
- (2) 評価点の合計が6割以上に達したものを選定の対象とし、評価点の合計が最も高いものを最優秀提案者、次点のものを優秀提案者に選定する。
- (3) 参加者が1者のみの場合も審査を実施する。
- (4) 評価点の合計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、審査会で協議のうえ、最優秀提案者を特定する。
- (5) 審査会は副町長を委員長とし、総務課長、企画政策課長、企画政策課主幹、財政課長、産業振興課長、建設環境課長、生涯学習課長の7名を委員として、合計8名により審査を行うこととする。

10 審査結果の通知

審査の実施後、審査結果を書面により通知する。

1 1 契約の締結

- (1) 審査会において選定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、仕様書及び優先交渉権者の提案書等の内容を基本に協議を行い、協議が整い次第、随意契約の手続きを行う。
- (2) 協議の結果、必要な範囲内において企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (3) 最優秀提案者と契約締結できない場合は、優秀提案者と契約交渉を行う。

1 2 失格事項

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

- (1) 「3 参加資格」を満たしていない場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 提出書類に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (7) 見積書の金額が提案上限額を超過した場合
- (8) その他本要領に違反すると認められる場合

1 3 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申請書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本町との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (3) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（任意様式）で届け出ること。
- (4) 本町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに参加申請書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 参加申請書等は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (6) 参加申請書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、参加申請書等を公開する場合がある。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全

て参加者が負う。

- (8) 本プロポーザル参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (9) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (10) 優先交渉権者等に選定されたことにより、各種許認可等の審査が免除されるものではなく、関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関に確認のうえ、適切に対応すること。
- (11) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については、町の指示に従うこと。

別表1 評価基準

審査項目	審査基準	配点
テーマ・コンセプト	利用者がスケートセクションの利用を通して心身の健康増進を図れる提案となっているか。	10
	長南町の魅力アップや多様な層の集客効果が期待できる提案となっているか。	10
機能	利用者が魅力を感じ、オリジナリティのあるコース設計となっているか。	10
	コースレイアウトの変更、拡張、縮小等に柔軟な対応ができる設計となっているか。	10
安全対策	利用時に想定される危険及び予期せぬ危険への対策が講じられているか。	10
	既存の小規模スケートセクションと比較して、新型コロナウイルス感染症予防の対応が図られているか。	10
	破損等が生じた場合に、利用者の安全を優先し速やかに修繕を行う等の対応が可能な提案となっているか。	10
維持管理	劣化の低減や耐用年数が長くなるような耐久性のある材料を使用するなど、維持管理に配慮した提案となっているか。	10
	日常的な点検及び修繕を容易に実施できる材質・構造となっているか。	10
妥当性	提案内容に照らし合わせて妥当性のある見積りとなっているか。	10
合 計		100

評価配点（評価点100点／1人）

A 高評価	B やや高評価	C 普通	D やや低評価	E 低評価
配点×1.0	配点×0.75	配点×0.5	配点×0.25	配点×0